

ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況

平成22年1月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況

1 経緯

1948年のイスラエル国建国以来、4次にわたる中東戦争を経て続いていたイスラエル国とシリア・アラブ共和国（以下「両国」という。）との間の紛争については、1974年5月に両国間で兵力引き離し協定が締結された。これを受けて、国際連合の安全保障理事会決議第350号に基づき、国際連合平和維持活動として、シリア・アラブ共和国南西部のゴラン高原地域における両国間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務とする国際連合兵力引き離し監視隊（以下「UNDOF」という。）が設立され、同年6月より活動を開始した。なお、UNDOFは、設立以来、活動期間が約半年ごとに更新されてきており、昨年11月10日現在で各国から派遣された1,055名の要員及び国際連合職員等が活動しているが、同年12月の国際連合安全保障理事会においては、活動期間を同年12月31日から本年6月30日まで6か月延長することが決定されたところである。

我が国に対しては、司令部業務分野及びUNDOFの活動に必要な食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNDOFについてそれらが満たされており、また、国際平和協力

法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られていた。また、我が国として現地の状況、UNDOFの活動内容等を把握するため二度にわたり現地に調査団を派遣した。

これらを踏まえ、我が国としてなし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、平成7年12月15日、国際連合の要請に応じて「ゴラン高原国際平和協力業務の実施について」及び「ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成7年政令第421号）」の閣議決定を行い、平成8年1月15日にゴラン高原国際平和協力隊を設置した。その後、UNDOFの活動期間の延長を受けてゴラン高原国際平和協力隊の派遣期間も当初平成8年8月31日までとなっていたものを逐次延長し、本年3月31日までとした。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員により司令部業務分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等により輸送等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

なお、我が国は、派遣する陸上自衛隊の部隊に一定の自己完結性を持たせるべく自隊を支援する要員を加えて派遣したが、これらの要員分の生活・勤務環境整備のため、平成7年12月、国連からの要請に基づき、プレハブ資機材1式を、国際平和協力法に基づく物資協力として、無償で譲渡した。

2 ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

(1) 司令部業務の概要

UNDOF司令部は、ゴラン高原に設けられた兵力引き離し地帯の東側に所在し、各国から派遣された約170名の軍事構成員を含む約300名により構成されていた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成8年2月1日以降、14次にわたり、13次までは各2名の司令部要員が、また、14次からは3名の司令部要員が、それぞれ約1年間の任期中に現地に派遣された。これらの司令部要員は、UNDOFの司令部要員の一員として、輸送及び重機材整備の業務に関する企画及び調整の業務並びにUNDOFの活動に関する広報の業務を行うとともに、同年7月5日以降、これらの業務に加えて、重機材以外の物品の整備、物資の調達、保管及び給食の業務に関する企画及び調整の業務並びにUNDOFの活動に関する予算の作成の業務を実施した。

さらに、UNDOF司令部の業務の合理化及び機能強化を目的とした組織改編が平成18年6月1日に行われたことに伴い、司令部要員の従来の業務に加えて、UNDOFの用に供する施設等の建設、同施設に係る防火及び消火並びにUNDOFの活動に必要な通信に関する企画及び調整の業務を実施した。

これらの司令部要員は、他国の司令部要員と共に国連の施設内の宿舎に居住し、一般社会と隔絶された生活環境の下、必要に応じ我が国からの物資の補給を受けながら生活した。

(2) 輸送等の後方支援業務の概要

UNDOFの活動に必要な後方支援業務は、我が国の部隊及びインドの部隊（平成18年3月24日までは、カナダの部隊）からなる約210名の後方支援大隊により行われた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成8年2月1

日以降、28次にわたり、各43名からなる陸上自衛隊のゴラン高原派遣輸送隊（以下「輸送隊」という。）が、それぞれ約半年間の任期で現地に派遣された。これらの輸送隊は、食料品等の日常生活物資等の港や空港等からの輸送、UNDOFの補給品倉庫における物資の保管、活動地域内の道路等の補修、道路等の補修に必要な重機材等の整備等の業務を実施した。

これらの輸送隊の要員は、各43名のうち、31名が兵力引き離し地帯の西側の、また、12名が東側の国連の施設内に各国部隊と共に配置され、一般社会と隔絶された生活環境の下、必要に応じ我が国からの物資の補給を受けながら生活した。

(3) 航空自衛隊による補給の実施

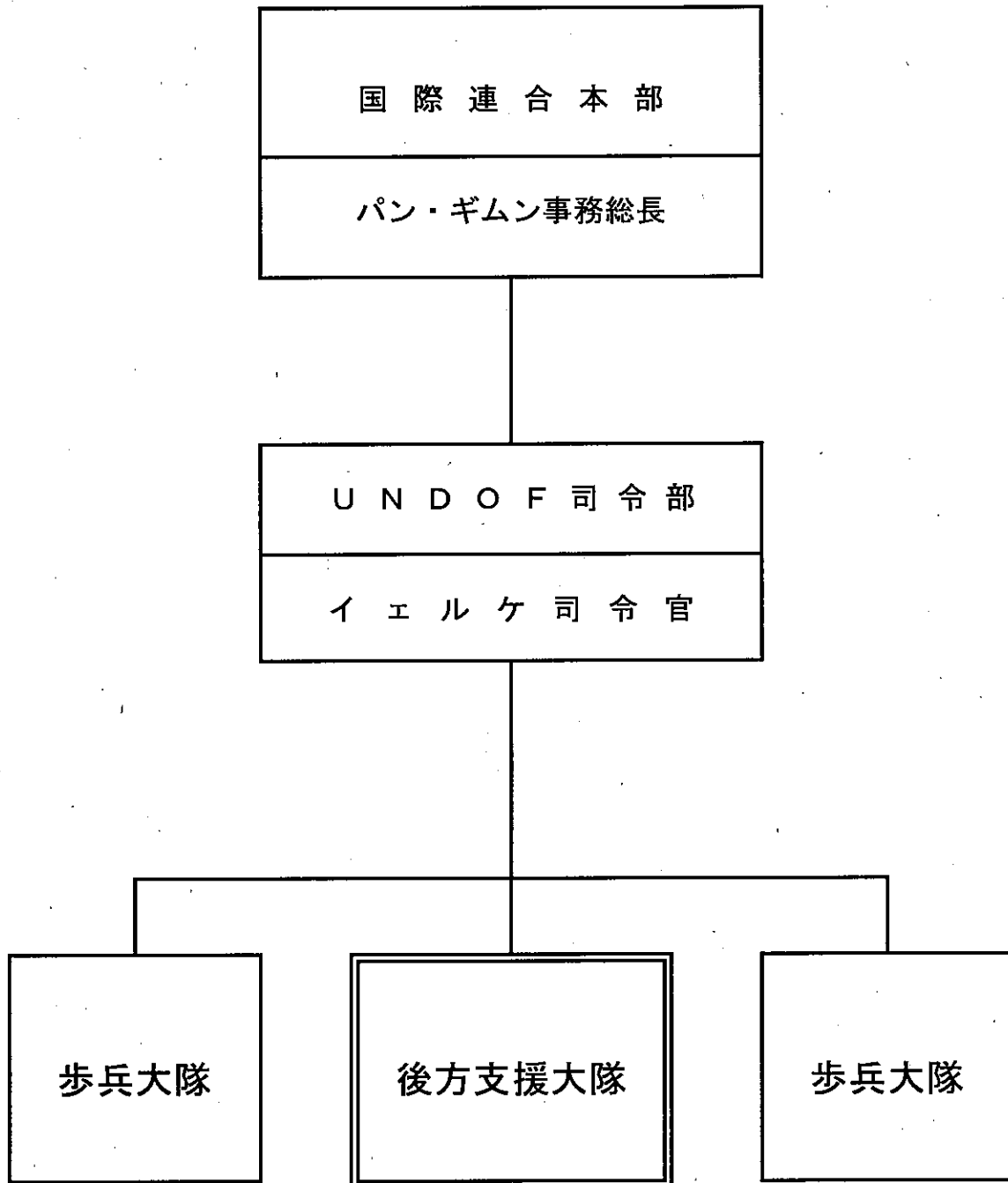
航空自衛隊は、平成8年5月16日以降、28回にわたり、C-130H型輸送機及びU-4型多用途支援機を本邦とイスラエル国及びシリア・アラブ共和国との間で運航し、輸送隊及び司令部要員のための物資の補給を行うことにより、現地での円滑な活動を支援した。

(4) 連絡調整業務の概要

関係省庁（内閣府及び防衛省（平成19年1月8日までは防衛庁））から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成8年1月29日以降、逐次業務に従事した。要員は、シリア・アラブ共和国のダマスカス及びイスラエル国のテルアビブ等に合わせて最大6名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員及び自衛隊の部隊等との連絡調整業務を行った。

(参考1)

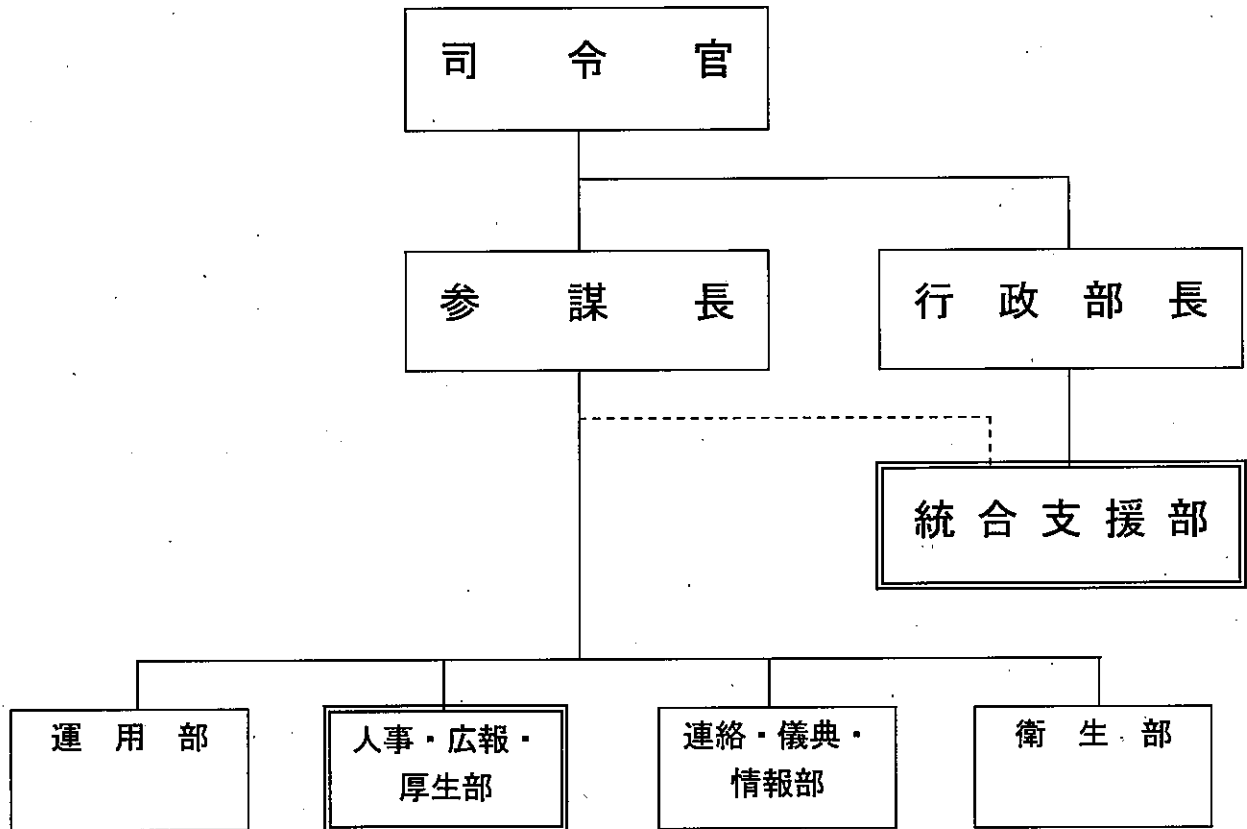
U N D O F の 概 要



注：二重線は我が国部隊が配置された部隊

(参考2)

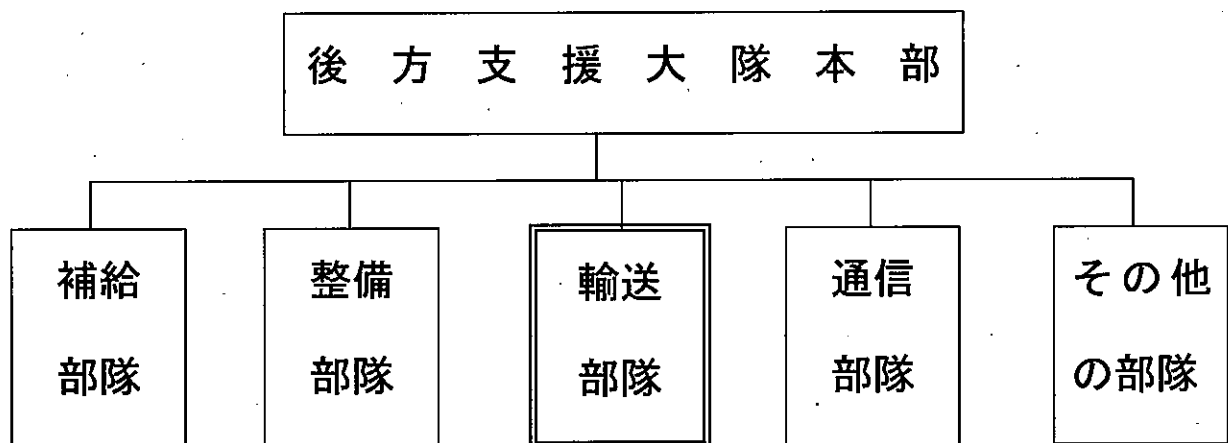
U N D O F 司 令 部 の 概 要



注：二重線は我が国要員が配置された部局

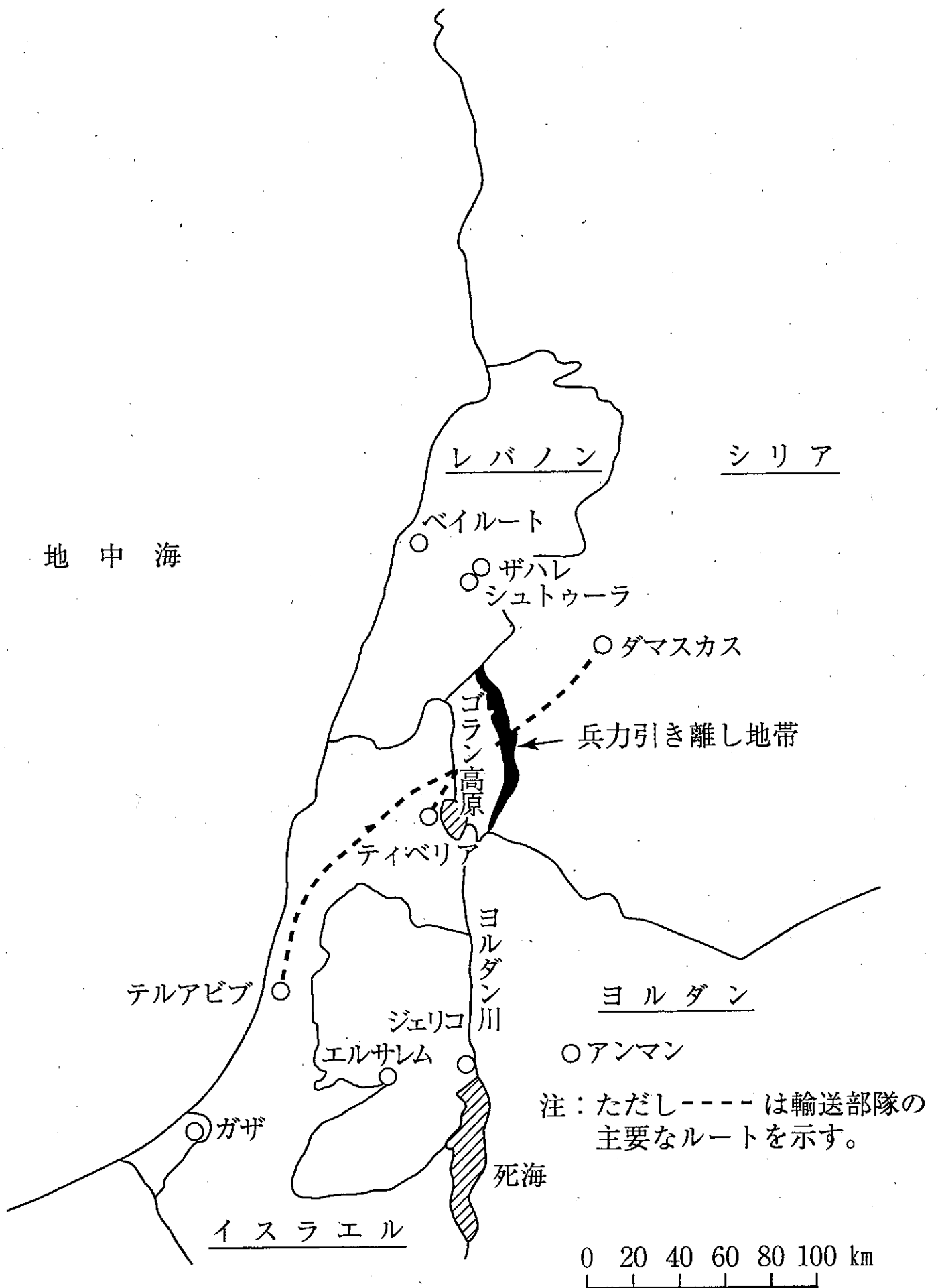
(参考3)

U N D O F 後 方 支 援 大 隊 の 概 要



注：二重線は我が国部隊

ゴラン高原周辺図



(参考5)

司令部要員・部隊配置図

●
ダマスカス

